

定期予防接種の対象年齢（有効期限）を延長します

新型コロナウイルス感染症への感染の不安から定期予防接種を受けそびれてしまった方の予防接種の有効期限を来年3月31日まで延長します。

対象 予防接種を行う当日、日立市に住民登録がある方で、令和2年3月19日以降に定期予防接種（下表）の対象年齢を過ぎて（有効期限が切れて）しまうかた

< 定期予防接種と対象年齢（有効期限） >

予防接種名		対象年齢（有効期限）	
A 類 疾 病	B型肝炎	生後0か月から1歳に至るまで	
	ヒブ	生後2か月から5歳に至るまで	
	小児用肺炎球菌（*1）	生後2か月から5歳に至るまで	
	四種混合	生後3か月から7歳半に至るまで	
	三種混合	生後3か月から7歳半に至るまで	
	二種混合	生後3か月から7歳半に至るまで	
	不活化ポリオ	生後3か月から7歳半に至るまで	
	二種混合2期	満11歳から13歳まで	
	B C G	生後0か月から1歳に至るまで	
	麻疹風しん混合	1期	満1歳から2歳に至るまで
		2期	5歳から7歳未満まで（小学校入学前1年間）
	麻疹（*2）	1期	満1歳から2歳に至るまで
		2期	5歳から7歳未満まで（小学校入学前1年間）
	風しん（*2）	1期	満1歳から2歳に至るまで
		2期	5歳から7歳未満まで（小学校入学前1年間）
	水痘	満1歳から3歳に至るまで	
日本脳炎1期	3歳から7歳半に至るまで <特例対象者> ■平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれの20歳未満の方 ■平成19年4月2日から平成21年10月1日生まれの13歳未満の方		
日本脳炎2期	満9歳から13歳未満まで <特例対象者> ■平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれの20歳未満の方		
子宮頸がん	小学6年生から高校1年生まで		

*1：小児用肺炎球菌は6歳未満

*2：麻疹、風しん単独ワクチンは、麻疹（風しん）を接種しているか、麻疹（風しん）に罹患したことがあるなど、主治医が認めた方

< 予防接種の受けかた >

①市内医療機関で接種する方

お持ちの予防接種通知書（紛失してしまった方は、健康づくり推進課にご連絡を）と予診票で受けられます。

②市外医療機関で接種を希望する方

予防接種の予約をする前に、健康づくり推進課へ相談してください。

③有効期限が令和2年3月19日以降の予防接種を自費で受けた方

「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う定期予防接種費償還払申請書兼請求書」（保健センターにある

ほか、市のホームページからダウンロードできます）に次の書類を添えて、健康づくり推進課へ

- 予診票（日立市返送用）の原本
- 医療機関が発行した領収書及び診療報酬明細書の原本
- 母子健康手帳の写し（母子健康手帳の出生届出済証明（子の保護者の欄を記載）及び予防接種の記録が記載されているもの）
- 振込先金融機関の通帳の写し（振込先金融機関の名称、支店名、種類及び口座名義人が分かるもの）

問合せ 健康づくり推進課

TEL 21-3300 IP 050-5528-5180

日立市の生態系を脅かす 特定外来生物（植物）が市内で確認されています

日本固有の植物や農作物に被害をもたらす特定外来生物（植物）
「オオキンケイギク」と「アレチウリ」
が、日立市内で多数確認されています。

特定外来生物は、きれいな花を咲かせる種類もありますが、
絶対に栽培してはいけません。ご自宅の庭やご自身の畑などに
生えていないか、定期的に確認してください。

特定外来生物とは

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により、在来植物を枯らすなど、生態系に重大な影響を及ぼすものとして指定された生物です。栽培、運搬、販売、譲渡、野外に放つことなどが禁止されており、違反すると罰則があります。

オオキンケイギクの特徴

- 花の時期：5月～7月に咲く
- 花の大きさ：直径5～7センチ
- 茎：高さ30～70センチ程度
- 葉：両面に粗い毛がある。根元近くから出る葉は細長いへら状。成長につれ小さい葉に分かれる
- 繁殖力が強く、在来植物の生育場所を奪うことがある



アレチウリの特徴

- つる：数メートルになるものもあり、粗い毛があり、他の植物に巻きひげで巻きつく
- 葉：大きな心臓形、両面がざらつき、葉が茎に対して互い違いに出ている
- 実：1センチほどの楕円形で長いとげが生え、1株で400～500個程度の種子をつける
- 長いつるで樹木や農作物などに直接からみつき、枯らすことがある



【駆除の方法】

根から引き抜き、ビニール袋に入れ、種が出ないように口を縛り、2、3日天日にさらして枯死させてから燃えるゴミとして処分してください。種子をつける前の駆除が効果的です。

<種子をつける時期>

オオキンケイギク：6月～8月、アレチウリ：9月～10月

*場所によっては、除草剤による駆除も効果的です。

問合せ

環境政策課 内線 297
特定外来生物についての詳細は、茨城県生物多様性センター（TEL 029-301-2940）に問い合わせください。



茨城県内の
特定外来生物
について